富田林市上下水道事業公告第47号

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の6の規定により、次のと おり総合評価一般競争入札を実施する。

令和 4 年 11 月 11 日

富田林市長 吉村 善美

1 入札に付する事業の内容

(1) 事業名称

第三期富田林市公共浄化槽整備推進事業

(2) 事業概要

市は、生活排水の適正な処理を促進し、住民の生活環境の向上及び公共用水域の水質保全に資することを目的として、公共下水道全体計画区域外であって、別に市長が定める区域において市営の合併処理浄化槽(以下「公共浄化槽」という。)を整備する富田林市公共浄化槽整備推進事業(以下「第一期事業」という。)を、PFI法に基づき当該事業を実施する事業者と事業契約を締結して平成18年1月から実施し、平成23年12月に公共浄化槽の設置契約が終了することから、市は平成24年度から令和4年度までを第二期富田林市公共浄化槽整備推進事業(以下「第二期事業」という。)として、市長が定めた浄化槽整備区域において浄化槽の整備を実施しているが、第二期事業終了後の令和5年度からは、未設置の世帯を対象に公共浄化槽の設置業務、設置された公共浄化槽及び寄附を受けた公共浄化槽の保守管理及び関連機器の補修・更新等(清掃及び汚泥の収集運搬は除く。以下「保守管理業務」という。)を本事業として実施することした。

本事業は、第一期事業及び第二期事業と同様に民間事業者の技術力、ノウハウ等を活用することにより、市の財政負担の軽減を図りながら効率的に実施するものである。

(3) 事業者の業務内容

事業者が行う業務内容は以下のとおりであり具体的な内容については「業務要求水準書」を参照のこと。なお、事業者は本事業の実施を目的とする特別目的会社(以下「SPC」という。)を設立し、本事業を実施することとする。

- ① 本事業における浄化槽整備区域内において、公共浄化槽の設置を実施。
- ② 市が管理している公共浄化槽及び本事業で設置された公共浄化槽と市が寄附を受けた公共浄化槽の保守管理業務の実施

(4) 事業期間(予定)

- ① 事業期間は、令和5年4月1日から令和15年3月31日までとする。
- ② 事業期間終了後の浄化槽の設置業務及び保守管理業務は、本事業とは別の事業として実施する。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1)入札参加者の構成等

- ① 入札参加者は、単独の民間企業又は民間企業グループとする。
- ② 入札参加者を構成する企業のうち、SPCに出資を予定している者を「構成員」、SPCに出資はしないがSPCから業務を直接受託し又は請け負うことを予定している者を「協力企業」とする。なお、構成員及び協力企業ともに、法人格を有しない個人事業者も可とする。
- ③ 入札参加者は、構成員の中から代表企業を定め、代表企業が本事業に係る入札 手続きを行うとともに事業実施の総括責任者となること。
- ④ 入札参加者は、参加申込時に、構成員及び協力企業の名称、役割分担等を明らかにすること。
- ⑤ 入札参加者の構成員の変更は原則として認めない。ただし、市とSPCとの事業契約締結後において、市が特別な事由があると認めた場合は、この限りでない。
- ⑥ 入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員となることができない。ただし、市とSPCとの事業契約締結後において市が許可した場合は、事業者として選定されなかった入札参加者の構成員が、落札者の協力企業になることができる。
- ⑦ 落札者の構成員は必ずSPCに出資することとする。

(2)入札参加者の参加資格要件

ア 共通の参加資格用件

入札参加者の構成員及び協力企業は、以下の要件をすべて満たさなければならない。 入札後に以下の要件を満たさなくなったときは、市はその者の入札行為を無効とし、 又は契約の締結を行わず、若しくは解除することができるものとする。

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 市の指名停止措置を受けていない者であること。
- ③ 浄化槽法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)又は水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)の違反により過去3年以内に罰則を

受けていない者であること。

- ④ 次の法律の規定による申立てがなされていない者であること。
 - ・ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条又は改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)第 30 条の規定による更生手続開始の申立て(更生手続開始の決定を受けている場合を除く。)
 - ・ 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条の規定による再生手続開始の 申立て (再生手続開始の決定を受けている場合を除く。)
 - ・ 破産法 (平成 16 年法律第 75 号) 第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産 手続開始の申立て又は同法附則第 2 条の規定による廃止前の破産法 (大正 11 年法律第 71 号) 第 132 条若しくは第 133 条の規定による破産の申立て
 - ・ 会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 511 条の規定による特別清算開始の申立て
- ⑤ 法的手続によらない私的な債務整理を実施している者、または金銭債務について債権者から仮処分等の申し立てを受けている者で、当該企業の経営に重大な影響が生じていると認められる者でないこと。
- ⑥ 電子交換所による取引停止処分を受けていない者であること。
- ⑦「富田林市契約からの暴力団排除措置要綱」(平成23年富田林市要綱第85号第3条の規定による入札等排除措置を受けていない者であること。
- ⑧ 法人税、消費税及び地方消費税並びに富田林市税に未納の税額がない者である こと。
- ⑨ 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者又はこの者と資本関係若しくは人的関係にない者であること。なお、資本関係とは「親会社と子会社の関係にある場合」を指し、人的関係とは「一方の会社の役員が他方の会社の役員を兼ねている場合」を指す。本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は次のとおりである。
 - ・株式会社 NJS

イ 浄化槽の設置に関する資格要件

入札参加者の構成員のいずれかが、富田林市入札参加資格登録の希望工事種別において「土木一式工事」、「建築一式工事」、「管工事」のいずれかで登録しているものとし、浄化槽法第2条第7号に規定する浄化槽工事業者の登録を受けている又は浄化槽法第33条に規定する浄化槽工事業の開始届出を行っていること。

ウ 浄化槽の保守管理に関する資格要件

入札参加者の構成員のいずれかが、大阪府浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 (昭和60年大阪府条例第4号)第3条第1項に規定する浄化槽保守点検業の登録を 受けていること。

3 入札参加の手続

(1)参加資格確認書類の提出

入札参加者は、入札説明書に示す参加資格確認書類を提案書と共に提出すること。 詳細は入札説明書を参照すること。

(2) 提案書の提出

入札参加者は、提案書を作成し、令和 4 年 12 月 5 日 (月) から令和 4 年 12 月 16 日 (金) の期間内に提出すること。提案書作成の詳細については入札説明書を参照すること。

4 提案審査の方法

(1)提案書の審査

提案書の審査は、市による資格審査と第三期富田林市公共浄化槽整備推進事業 PFI 事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)による審査により実施する。詳細は入札説明書を参照のこと。

(2) 落札者の決定等

市は、選定委員会により選定された最優秀提案を提案した入札参加者を落札者と決定する。その決定を入札参加者(代表企業)に書面により通知するとともに、選定委員会の審査講評と併せて市のウエブサイトに公表する。

5 保証金

入札のための保証金は免除する。なお、落札後に、落札者が辞退若しくは市との基本協定及び事業契約の締結に応じなかった場合は、落札金額(総買取価格と総保守管理価格の合計額)の 1/100 に相当する違約金を市の定める期日までに納めるものとする。

6 その他

入札に関する詳細は入札説明書を参照すること。